

保険・年金だよ

国民健康保険



健康家庭に

記念品を送ります

次のすべてに該当しているご家庭に記念品(市内商店街で使える商品券)をお贈りします。

①被保険者の世帯全員の方が、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間、医療給付を受けていないこと。

②平成17年4月1日以降も引き続き福生市に住んでいて、国民健康保険に加入していること。

③国民健康保険税を完納していること。

配布時期 8月中旬から

配布方法 シルバー人材センターの会員の方が、該当しているご家庭にお届けします。

問合せ 保険年金課 保険年金係

国民年金



8月の年金相談

都内の各社会保険事務所

提示していただきますと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事が減額されます。入院を

する前に手続きにお越しく

た。

では、年金相談が集中する8月は次のとおり年金相談窓口を開設します。

8月8日(月)から12日(金)までは、午後7時まで受付時間を延長します。※8月13日(土)は午前9時30分から午後4時まで。

なお、年金相談センターでは時間延長及び土曜日の年金相談は行っておりません。

問合せ 立川社会保険事務所 ☎523・0351

老人保健

ご存知ですか

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちの方で、市民税非課税世帯(世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口申請され、

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口提示していただきますと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事が減額されます。入院を

する前に手続きにお越しく

た。

申請に必要なもの 老人医療受給者証、保険証、印鑑

※老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期間は毎年8月1日(ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日)から翌年の7月31日です。

問合せ 保険年金課 老人医療係

老人医療受給者証の負担割合の見直し

老人医療受給者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得に応じて、医療費の1割または2割を負担していただいています。

8月は負担割合の見直しの時期で、今回は平成16年中の所得により、8月1日からの負担割合を判定します。

負担割合が変わる方には、変更後の負担割合の老人医療受給者証を郵送しました。

(注) 8月1日から

老人保健法の一部が改正され、次のとおり所得および収入の基準が変わりました。

1 割負担

▽同じ世帯に他に70歳以上の高齢者がいる場合

収入 637万円未満 ↓ 621万円未満

▽同じ世帯に他に70歳以上の高齢者がいない場合

収入 450万円未満 ↓ 484万円未満

問合せ 保険年金課 老人医療係

社会福祉協議会

☎552・2121

家族介護者教室

『調理体験実習』高齢者のためのおかず作り

高齢者等を介護されている家族の皆さんに、介護予防や介護方法、介護者の健康作り等の知識を深めていただくために開催しています。

日時 ①8月31日(水) ②9月7日(水) 午後1時～4時 ※①②は調理内容が異なります。

場所 福祉センター

参加費 各500円(当日徴収)

定員 20人(対象市内在住の方)

申込み 8月4日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に直接または電話で社会福祉協議会・相談支援係へ。

心の相談

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が

各種手当の振込みなどのお知らせ

助成金振込み

高齢者住宅家賃助成金、介護費用等助成金(4～7月分)を、8月10日ごろに振込みます。

問合せ 介護福祉課 高齢福祉係

各種手当等振込み

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を8月20日ごろに振り込みます。

問合せ 社会福祉課 障害福祉係

児童扶養手当振込み

8月10日ごろに振り込みます。

現況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成制度

8月1日(月)～31日(水) ひとり親家庭医療費助成制度

8月11日(木)～9月10日(土) 問合せ 子育て支援課 子育て支援係

各種手当の振込みなどのお知らせ

助成金振込み

高齢者住宅家賃助成金、介護費用等助成金(4～7月分)を、8月10日ごろに振込みます。

問合せ 介護福祉課 高齢福祉係

各種手当等振込み

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を8月20日ごろに振り込みます。

問合せ 社会福祉課 障害福祉係

児童扶養手当振込み

8月10日ごろに振り込みます。

現況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成制度

8月1日(月)～31日(水) ひとり親家庭医療費助成制度

8月11日(木)～9月10日(土) 問合せ 子育て支援課 子育て支援係

社会福祉協議会

☎552・2121

家族介護者教室

『調理体験実習』高齢者のためのおかず作り

高齢者等を介護されている家族の皆さんに、介護予防や介護方法、介護者の健康作り等の知識を深めていただくために開催しています。

日時 ①8月31日(水) ②9月7日(水) 午後1時～4時 ※①②は調理内容が異なります。

場所 福祉センター

参加費 各500円(当日徴収)

定員 20人(対象市内在住の方)

申込み 8月4日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に直接または電話で社会福祉協議会・相談支援係へ。

心の相談

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が

各種手当の振込みなどのお知らせ

助成金振込み

高齢者住宅家賃助成金、介護費用等助成金(4～7月分)を、8月10日ごろに振込みます。

問合せ 介護福祉課 高齢福祉係

各種手当等振込み

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を8月20日ごろに振り込みます。

問合せ 社会福祉課 障害福祉係

児童扶養手当振込み

8月10日ごろに振り込みます。

現況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成制度

8月1日(月)～31日(水) ひとり親家庭医療費助成制度

8月11日(木)～9月10日(土) 問合せ 子育て支援課 子育て支援係

療費助成制度

給者の方は、ご案内を送りますので、次の届け出期間内に手続きをしてください。

▽児童扶養手当

8月1日(月)～31日(水)

▽ひとり親家庭医療費助成制度

8月1日(月)～31日(水)

▽特別児童扶養手当

8月11日(木)～9月10日(土)

問合せ 子育て支援課 子育て支援係

まくつきあう工夫、また、活動を長続きさせるノウハウを学びます。

日時 9月26日(月)午後1時30分～4時

内容 効果的な募集方法、面接方法や活動後のフォロー、受入前の準備や環境整備

対象施設(福祉施設・保育園・児童館・図書館・病院等)やNPOなどの非営利組織でボランティアの受入を担当している方、これからボランティアの募集を考えたい方

講師 小原宗一(北区NPO・ボランティアコーディネーター協会)

参加費 1,000円(テキスト代込み) 定員 先着35人

申込み 8月10日から

1 から 3 のいずれも申込みはふっさボランティア・市民活動センター ☎552・2122 へ。(日曜を除く午前8時30分～5時15分)

ホームページ http://fvac.group-info.com/

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69

69